

## 質問書に対する回答

### 件名) 首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(鋼上部工) 工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1		落橋防止装置について 12月10日に回答がありましたNo3の質問にて、A1・A2橋台に取り付けられる落橋防止装置の下部工ブラケットの製作費は単価番号45 落橋防止構造Aに含まれているとありましたが、上部工ブラケットおよび桁補強も同様に単価番号45 落橋防止構造Aに含まれていると考えてよろしいでしょうか。	設計図「牛久高架橋(Ⅱ期線)A1-P8」129/136、130/136及び「牛久高架橋(Ⅱ期線)P47-A2」103/109、104/109に記載のとおり、鋼構造物の製作に含まれます。
2		P36-38付近の仮栈橋について P36-38付近の仮栈橋の設置は特記仕様書8-2に記載の受注業者が施工されると思われませんが、仮栈橋の撤去は本工事の施工範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、本工事に含まれる場合、計上する単価項目をご教示ください。	本工事には含まれません。
3		P36-38付近の仮栈橋リース費について P36-38付近において使用する仮栈橋の費用ですが、リース費等本工事で計上する費用はないと考えてよろしいでしょうか。また、費用が含まれている場合、計上する単価項目、および本工事のリース期間と、全体のリース期間をご教示ください。	本工事で計上する費用はありません。
4		P50付近(小野川渡河部)の仮栈橋について P50付近(小野川渡河部)の仮栈橋の設置は特記仕様書8-2に記載の受注業者が施工されると思われませんが、仮栈橋の撤去は本工事の施工範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、本工事に含まれる場合、計上する単価項目をご教示ください。	本工事には含まれません。
5		P50付近(小野川渡河部)の仮栈橋リース費について P50橋において使用する仮栈橋の費用ですが、リース費等本工事で計上する費用はないと考えてよろしいでしょうか。また、費用が含まれている場合、計上する単価項目、および本工事のリース期間と、全体のリース期間をご教示ください。	本工事で計上する費用はありません。

## 質問書に対する回答

### 件名) 首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(鋼上部工) 工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
6		<p>架設架台Dについて 架設架台Dは架設計画図より、JR線を架設する際に用いられるように思われますが、JR上の架設は本工事の施工範囲外となっております。本工事にて設置・撤去・リース費を全て計上するのでしょうか。または、JR上の架設を除いた期間のリース費の計上と考えてよろしいでしょうか。JR上の架設期間を除く場合は、想定しているリース期間についてご教示ください。</p>	<p>設計図「牛久高架橋(Ⅱ期線)P17-P21」72/72に示すとおり、架設架台Dについては本工事で全て計上するものとお考えください。</p>